

内閣参質二〇九第四号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員高木真理君提出新型コロナウイルス感染症の第七波への備えとして政府  
が行つた準備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員高木真理君提出新型コロナウイルス感染症の第七波への備えとして政府が行つた準備に関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについては、「第六波収束後、政府において、第七波の対応策として準備、検討したこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、次の感染拡大に向けた取組については、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和三年十一月十二日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づく保健・医療提供体制確保計画において、自宅療養者等への対応のため、約二万三千医療機関を確保する等の対策を講じてきたところである。また、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」（令和四年四月四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部並びに老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡）を発出し、都道府県等において、高齢者施設等について新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際に、高齢者施設等からの連絡又は要請から二十四時間以内に、高齢者施設等に感染制御・業務継続支援チームの派遣を行うことを想定した体制を構築するとともに、病床確保のための財政支援及び必要な場合に感染管理の専門家の派遣などの支援を行う体制の確保を行つ

てきたところである。さらに、「新型コロナウイルス感染症対応に係る今後の保健所等の体制について」（令和四年四月四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を発出し、都道府県等において、保健所職員以外の者が対応することが困難な業務以外の業務について、外部委託や都道府県等における業務の一元化を原則として体制整備を検討してきたところである。

後段のお尋ねについては、「行動制限を行わないことを想定し、特に必要とされる対応策を検討していた」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応については、社会経済活動ができる限り維持することを念頭において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における四回目の接種の促進、世代ごとに効果の見込まれる感染対策、保健及び医療の提供体制の確保など、必要な対策を検討し、「B.A.五系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」（令和四年七月十五日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定したところである。